

高橋 智也

高等司法研究科・教授

【研究】

現在行われている担保法改正の経緯をフォローし、その全体を対象とした論文の発表に向けた準備をしている。また、これとは別に、抵当権設定者による目的物の処分が、「抵当権侵害」となる基準に関する判例学説を整理し、論文として発表する予定である。

【教育】

民法応用3(春夏学期:2単位)、金融法(春夏学期:2単位)、民法基礎3(秋冬学期:4単位)を担当した。民法基礎3については教員表彰を受けた(必修科目2位)。また、「連携講義(民法演習)」の正規開講化(2023年度)に向けて、多治川卓朗教授(関西大学)とともにプレ授業を行った(2022年9月、2023年3月)。

【管理運営】

人権問題委員会委員(学内委員)、図書館運営委員会委員(学内委員)、法政実務連携センター運営委員会委員、資料室室員、学生支援室室員、アドミッション委員会委員(高等司法研究科)として従事した。

【社会貢献】

大阪弁護士会懲戒委員会委員として従事した(2022年9月まで)。